

石巻地方広域水道企業団建設工事競争入札参加心得

平成20年8月1日

告示第30号

(趣旨)

第1条 石巻地方広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事の制限付き一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者(以下「入札者」という。)は、石巻地方広域水道企業団契約規程(平成元年石広水規程第13号。以下「契約規程」という。)、石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程(平成16年石広水規程第6号。以下「入札参加手続等取扱規程」という。)及びその他法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(入札参加の失格)

第2条 入札参加手続等取扱規程第4条の規定に基づき、入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは失格とし、入札又は再度入札に参加することができない。

- (1) 入札者等が、入札期日(郵送により入札書を提出する場合には開札日とする。以下同じ。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当するとき(被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)
- (2) 入札期日において、入札者が入札参加手続等取扱規程第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において令第167条の6第1項の規定により契約執行者が定めて公告した資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、入札者が一般競争入札の入札参加資格又は指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、入札者が企業団から指名停止又は指名回避を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしているとき(更生計画認可の決定があったときを除く。)又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立てをしているとき(再生計画認可の決定が確定したときを除く。)
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札者が、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 入札者等が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札者等が、競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、入札者等が、当該最低制限価格を下回る入

札を行ったとき。

(12) 入札者等が、公正な価格を害し、不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

(13) 入札者等が、正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

(14) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。

ア 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。

イ 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

（入札保証金）

第3条 入札者等は、入札公告等で指定された日時までに、その見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 入札保証金又はこれに代わる担保は、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に落札者に還付し、落札者以外の者には落札決定後に還付する。

3 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又はこれに代わる担保は企業団に帰属する。

（設計図書の取扱い等）

第4条 入札者等は、この心得及び閲覧に供した設計図書を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札者等は、設計図書について疑義があるときは、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に定めるところにより質問をすることができる。

3 入札者等は、入札公告等により指定された場所で設計図書を有料で複写することができる。

（入札等）

第5条 代理人をもって入札する場合、代理人は、入札に関する入札者からの委任状を持参の上、入札の前に提出しなければならない。

2 入札書は、入札者が記名押印しなければならない。代理人が入札書を提出する場合にあっては、代理人は、当該入札書にその者の氏名を記載するとともに押印しなければならない。

3 提出する入札者の記載事項の訂正は、訂正印の押印によることとする。ただし、入札金額の訂正並びに既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

4 入札書は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

5 郵送による入札書の提出の場合は、いかなる事由があっても、提出期限を過ぎて提出された入札書は受理しない。

6 入札者等は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。ただし、郵送による入札等により入札者等が開札に立ち会わない場合は、この限りでない。

7 入札者等は、入札公告等により、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められる

たときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。

8 前項の工事費内訳書は、返戻しない。

(入札の辞退)

第6条 入札者等は、入札書提出前に限り、次の各号のいずれかの方法によりいつでも入札を辞退することができるものとする。

(1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届を入札執行者に直接提出し、又は郵送若しくは電子メール若しくはファクシミリ（入札日の前日までの到達に限る。）によるものとする。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。ただし、郵送による入札の場合は、入札執行中の辞退は認めない。

2 1回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。

3 入札を辞退した者は、入札の辞退を理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札者等は、独禁法等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはならない。

2 入札者等は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札者等は、指名の状況、入札参加意思等の適正な入札の執行に支障のおそれのある情報について、入札前に組織的に情報交換してはならない。

(入札の延期等)

第8条 入札執行者は、天災、地変等により入札の執行が困難なとき、入札が適正に行われないおそれがあるとき、又は設計図書、入札参加条件、予定価格等に錯誤があったと認められるとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いのもとに行うものとする。ただし、郵送により入札書を提出する場合にあっては、入札公告等に示すとおり開札する。

(入札の無効等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第2条に規定する競争に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。

(3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき。

ア 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札

イ 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

ウ 誤字，脱字等により意思表示が不明瞭である入札

エ 工事名等の錯誤がある入札

オ 郵送による入札書の提出において，指定した期日に工事費内訳書の提出がない入札

カ 郵送による入札書の提出において，入札書と当該入札書を同封した封筒に記載された工事名等が異なる入札

キ 郵送による入札書の提出において，入札書と異なる工事の工事費内訳書が提出された入札

ク 郵送による入札書の提出において，入札公告等に指定された提出先と異なるところに提出された入札

(4) 郵送による入札書の提出において，入札書を二重封筒の中封筒に入れ，封かんし，外封筒に入れて提出すべきところを，直接外封筒に入れて提出したとき。

(5) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ってした入札

2 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において，入札期日以降落札決定までに第2条に規定する競争入札に参加する資格を有しなくなったときは，入札参加資格がない者のした入札とみなす。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った入札者等のうち，予定価格の範囲内の価格で，最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けたときは，前項の規定にかかわらず，予定価格の範囲内の価格で，最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち，最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において，最低制限価格を設ける基準は，別表による。

3 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において，入札公告等又は入札執行者の指示に従い，必要な書類を提出しないときは，入札参加資格がないものとみなす。

4 落札となるべき同価格の入札をした入札者等が，2人以上あるときは，直ちに当該入札者等にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

5 前項の場合において，くじを引かない者があるときは，これに代わって当該入札事務を直接担当していない企業団職員がくじを引くものとする。

6 落札者は，確認のため入札書又は見積書に押印するものとする。

(再度入札)

第12条 開札して，予定価格の範囲内の価格の入札がないときは，郵便入札の場合を除き，直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は，1回とする。

3 入札及び再度入札において落札者がいないときは，地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

(契約保証金等)

第13条 落札者は，契約書の提出と同時に，契約規程第27条の規定に基づく契約金額

の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、別に定めるところにより行うものとする。

(入札保証金の振替)

第14条 契約執行者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約)

第15条 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の翌日から7日以内に入札執行者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当するとき（被保佐人、被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）。

(2) 入札参加手続等取扱規程第4条に規定する競争入札に参加する資格及び一般競争入札において令第167条の6第1項の規定により契約執行者が定め公告した資格を有しなくなったとき。

(3) 企業団から指名停止又は指名回避を受けたとき。

(配置技術者の届出)

第16条 入札者等又は落札者は、入札公告等により技術者の配置条件が示されている場合は、当該条件に適合する配置技術者の氏名、所持する資格等を別に定める配置技術者届出書により入札公告等に基づき提出しなければならない。

2 前項の届出書には、配置技術者の資格を証する免許証、資格者証の写しその他の書類を添付しなければならない。

3 入札者等又は落札者が、配置技術者届出書を提出しないときは、入札参加資格がないものとみなす。

4 届出のあった配置技術者の資格が入札公告等で示した条件に適合しないときは、当該届出書を提出した入札参加者のした入札は無効とする。

5 入札公告等により技術者の配置条件が示されていない場合において、落札者は、入札参加手続等取扱規程第7条第1項に規定する契約（以下「契約」という。）を締結したときは、建設業法（昭和24年法律第100号）に定めるところにより適正に技術者を配置しなければならない。

(損害賠償の予定)

第17条 契約を締結した後において、当該契約の相手方（以下「請負者」という。）は、その契約が契約規程第15条第4号に該当する行為によるものであったことが明らか

になったときは、企業長の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、次項第1号から第3号までのうち処分、判決その他の措置の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する場合その他企業長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の契約規程第15条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請負者に対し、独禁法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- (2) 請負者に対し、独禁法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独禁法その他の法律に基づき、請負者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、判決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

3 請負者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、企業長は、第1項の規定による損害賠償金について、請負者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、請負者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を企業長に支払わなければならない。

4 第1項の規定による損害賠償金は、企業団に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げない。同項の規定により請負者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

5 企業長は、第1項に規定する損害賠償金の支払いに代え、当該損害賠償金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。

（下請負の制限）

第18条 請負者は、請負工事に關し、一括して他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事に關し、契約執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、落札した請負工事の入札に参加した他の者に、請負工事の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね3割に満たない場合については、この限りでない。

4 請負者は、請負者の同一又は上位ランクの他の者へ下請負してはならない（他の者が請負者の受注工事の入札参加者であるときは、前項の規定によるものとする。）。ただし、請負者が直接的に施工できない工事、特許工法による工事等相応の理由がある場合又は工事の一部工種の下請負で、かつ、下請負金額が請負代金額のおおむね5割に満たない場合については、この限りでない。

(異議の申立て)

第19条 入札をした者は、入札後、この心得、入札公告、指名通知、設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(随意契約)

第20条 企業団が発注する建設工事において、随意契約により契約を締結する際の相手方の心得については、この心得の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年6月25日告示第28号)

(施行期日)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年5月21日告示第29号)

(施行期日)

この告示は、平成22年5月21日から施行する。

附 則(平成25年1月21日告示第2号)

(施行期日)

この告示は、平成25年1月21日から施行する。

附 則(平成26年4月16日告示第9号)

(施行期日)

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

附 則(平成28年1月8日告示第8号)

(施行期日)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日告示第25号)

(施行期日)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年8月31日告示第15号)

(施行期日)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示第13号)

(施行期日)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年4月14日告示第4号)

この告示は、令和4年4月14日から施行する。

附 則(令和4年10月1日告示第12号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

最低制限価格の設定基準

企業団が発注する建設工事及び建設工事を伴う業務の入札に伴い最低制限価格を設ける場合は、以下のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

1 建設工事

<p>A（最低制限価格） =（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68） （ただし、予定価格×9.2/10 ≥ A ≥ 予定価格×7.5/10）</p>

※注 上記計算式による最低制限価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない価格です。

2 建設工事を伴う業務

建設工事を伴う業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

<p>①測量業務に係る契約について A（最低制限価格）＝$\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$ （ただし、予定価格×8.2/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10）</p>
<p>②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約について A（最低制限価格）＝$\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$ （ただし、予定価格×8/10 ≥ A ≥ 予定価格×6/10）</p>
<p>③地質調査業務に係る契約について A（最低制限価格）＝$\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$ （ただし、予定価格×8.5/10 ≥ A ≥ 予定価格×2/3）</p>

※業種区分及び $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ については、下記表を参照。

業種区分	$\boxed{1}$	$\boxed{2}$	$\boxed{3}$	$\boxed{4}$
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額